

京都駅東部・東南部エリア「若者・アートモデル地区」創出に係るアートプロジェクト企画運営業務
及び京都駅周辺エリア若手アーティスト交流促進に係る企画運営業務
仕様書

1 委託業務名

京都駅東部・東南部エリア「若者・アートモデル地区」創出に係るアートプロジェクト企画運営業務（以下「アートプロジェクト企画運営業務」という。）及び京都駅周辺エリア若手アーティスト交流促進に係る企画運営業務（以下「交流促進企画運営業務」という。）

2 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本市では、平成27年3月に「京都駅西部エリア活性化将来構想」を、平成29年3月に「京都駅東南部エリア活性化方針」を、平成31年3月に「京都駅東部エリア活性化将来構想」を策定し、京都駅周辺の新たな賑わいの創出や、文化芸術の新たなシンボルゾーンの創出に向けて様々な取組を行っている。

これまでの取組により、京都駅周辺の活性化が着実に前進する中、より一層取組を推進するため、令和7年度から、京都駅東部・東南部エリアにおける「若者・アートモデル地区」創出に係るアートプロジェクトを実施。令和8年度から、京都駅周辺エリアに若手アーティストを呼び込む取組を展開することとしている。

(1) 京都駅東部・東南部エリア「若者・アートモデル地区」創出に係るアートプロジェクト

京都駅東部・東南部エリアでは、京都駅周辺に文化芸術の新たなシンボルゾーンの創出を目的に、文化芸術によるまちづくりに向けた機運醸成や、市有地を活用した文化芸術関連施設の整備を進めている。これに合わせ、アーティストをはじめとするクリエイティブ人材の呼び込みや交わり合うための取組、まちなかに文化芸術があふれる環境づくりを行うこととしている。

本プロジェクトは、京都市立芸術大学をはじめとする市内芸術系学校の学生や若手アーティストによる活動の場を創出するとともに、地域住民の文化芸術への愛着を醸成することによる芸術活動がしやすい環境づくりに取り組み「若者・アートモデル地区」を創出するものである。

(2) 京都駅周辺エリア若手アーティスト交流促進

京都駅西部エリアでは、京都市中央市場の周辺に、若い起業家や地域の事業者、金融機関などが連携して、民間主体での、クリエイティブなまちを目指す取組が活発化しており、様々な分野でのクリエイティブな人材の集積、交流が生まれている。

京都駅東部・東南部で活動するアーティスト等も含め、各エリアにおけるアーティストの活動の発信やアーティストの交流を促すことで、京都駅周辺に学生やアーティストなどが暮らし、地域での発表や制作など活動を広げる環境づくりを進め、京都駅周辺エリアの関係人口の増加に繋げる。

※ 各エリアそれぞれの対象範囲やまちづくりの方向性及びこれまでの取組については、以下を参照すること。

- ・ 京都駅周辺エリアのカルチャーを発信する広報誌『5TO9』について
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000322430.html>)
- ・ 京都駅西部エリア活性化将来構想
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000180451.html>)
- ・ 京都駅東南部エリア活性化方針
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000217013.html>)
- ・ 京都駅東部エリア活性化将来構想
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000250877.html>)
- ・ 令和7年度 京都駅東部・東南部エリア「若者・アートモデル地区」創出事業「Lightseeing Kyoto South」
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000344012.html>)

4 業務内容

(1) アートプロジェクト企画運営業務

京都駅東部・東南部エリア一体を会場とした、主に市内を拠点に活動する若手アーティストを起用した周遊型アートイベントを実施すること。

ア イベント名称及びコンセプト

令和7年度からの継続したイベントとするため、令和7年度のイベント名称及びコンセプトを踏まえて設定すること。

【令和7年度イベント名称及びコンセプト】

【イベント名称】

Lightseeing Kyoto South

【イベントコンセプト】

一地域にある光と、新たな光へのまなざし—

イベント名の「Lightseeing（光をみる）」は、「日常に宿る輝きや、土地に根ざした場所や表現に目を向けること」、「過去と現在、土地と人、表現と記憶を見つめ直し、それぞれの場に新しいまなざしを重ねていく営み」を表現しています。

当イベントは、展覧会の開催だけでなく、地域に暮らす人々とアーティストとの対話や協働を取り入れ、人と人だけでなく、人と環境の間にも新たな関係性を育み、アートがまちの風景に自然と溶け込むことを目指しています。

さらに、周辺の文化施設やギャラリーで開催される展覧会やイベントと連携することで、訪れる人々がエリア全体を緩やかに巡りながら、それぞれの場所に息づく光を見出す体験を共有できる仕組みを構築します。

当イベントを通じて、地域に潜在する価値を照らし、日々の生活の中にある文化的な可能性をひらく。まちの輪郭を緩やかに照らし出し、光の交差点のようなひとときをつくり出す。こうしてアートを通じた地域との新しい関わり方を編み出していきます。

イ 会期

10月中旬から11月中旬までの約1カ月とすること。

ただし、終期の延長は可とし、受託候補者選定後、本市との協議により決定することとする。

なお、イベントの実施は週末に限るなど、具体的なスケジュールについては自由に提案できるものとする。

ウ 会場

当該エリア内のパブリックスペース、文化関連施設、ギャラリーとする。

なお、令和7年度に実施した事業において使用した次の施設については、本業務においても使用することができる。

【令和7年度実施施設】

- ・ h a t o b a c a f e
- ・ ギャラリー京都七条
- ・ 崇仁市営住宅9棟空店舗

エ 周辺の文化芸術関連施設等との連携

回遊性を高めるため、会期中に周辺の文化芸術関連施設等において開催される作品展示やワークショップなどと連携すること。

なお、連携先については、本市が指定する施設に加え、受託者が提案した施設のうち本市が認めた施設とする。

【参考：令和7年度主な連携先】

京都市立芸術大学 ギャラリー@KCUA、京都市立芸術大学（芸大祭）、TERRADA ART STUDIO 京都、京都市立美術工芸高等学校、HAPS HOUSE、THEATRE E9 KYOTO、GALLERY GARAGE

オ 京都駅以外からの動線づくり

京都駅からだけではなく、京阪七条駅やパーク&ライド駐車場となっている鴨川西ランプなど、周辺エリアからの集客につながる動線づくりを行うこと。

カ 広報

事業の目的に沿った広報戦略の下、効果的な広報を行うこと。

また、前項で規定した連携先のイベントについても広報すること。

キ 京都市立美術工芸高校との連携

京都市立美術工芸高校と連携した作品展示を実施すること。

また、参加する学生を対象にした展示企画に係るワークショップ等を実施すること。

(2) 交流促進企画運営業務

若手アーティストを対象にしたトークイベント・交流会を実施すること。

また、京都駅周辺におけるアーティスト活動の発信を行うこと。

なお、実施に当たっては、上記4(1)のイベントと連携し相乗効果を最大限発揮させること。

(3) 企業等への協賛・寄付・協働企画等の働きかけ

将来的に当該事業を継続性のあるものにするため、企業等へ協賛・寄付・協働企画等の働きかけを積極的に行い、業務に活用すること（協賛等に係る収入は受託者の収入とするが、その内容・金額については必ず事前に本市と調整すること）。

(4) 取組の振返り

翌年度以降の業務に繋げるため、イベントの実施結果及びイベントを通じた若手アーティストの活動について、本市が招聘する外部有識者を交えた振り返りを行い、実施報告書にまとめること。

5 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に、本市に提出すること。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 業務完了届 | 1部 |
| (2) 実施報告書 | 1部 |
| (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (4) 上記(1)～(3)に係る電子データ | 一式 |

6 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守ること。

- (1) 本仕様書、企画提案書に基づき、業務を行うこと。
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
※ 特別な事情があり本市が認める場合を除き、提案書に記載したアートプロジェクトディレクターは変更することができない。
- (3) 本市と十分な連絡を取り、本業務を進めること。主要な方針の決定・変更については本市と協議を行うこと。
また、本市が会議等への出席等を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

7 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外で使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 著作物に係る権利

本業務における制作物やデザインなどの著作物（アーティストが制作した展示物を除く）に係る一切の権利は本市に帰属するものとする。

なお、受託者はいかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。